

<新型コロナウイルス感染症に係るケアプランの対応について>

通常、事業所が内容を変更して運用・単位算定を行う場合において、ケアプランの変更が必要になります。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた変更については、別紙の様式「新型コロナウイルス感染症に係るサービス利用（内容）変更について」をお示ししますので、この様式に内容を記載して、ケアプランと一緒に保管しておくことで変更可能とします。記載する際は何をどのように変更するのか、内容・回数・曜日の変更などを記載し、必ず利用者の同意を得てください。また、元のケアプランに戻す際は、面談ができると想定されますので原則署名を頂くようにしてください。変更に関しては、担当者会議（電話や FAX 等を利用）や支援経過などの記録を残してください。

なお、様式は示しましたが、通常の様式を利用してケアプランの変更を妨げるものではありません。また、元のケアプランに戻さずケアプランを変更する際は、通常の流れで実施してください。

この様式は、新型コロナウイルス対策でサービス内容が変更する場合のみの簡易版です。それ以外の場合は、通常の様式を使用してください。